

《市有地壳却要領》

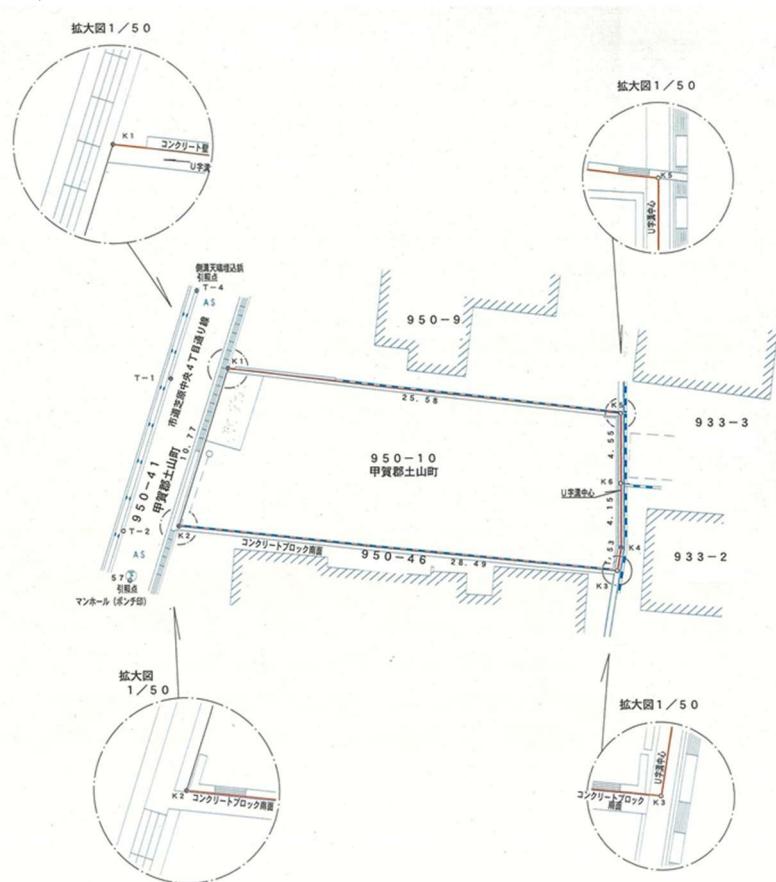
1 所在地

① 滋賀県甲賀市土山町北土山地先 1区画

●位置図



●筆界明示



2 地番・面積

甲賀市土山町北土山字芝原950番10 281.71m²

3 売却価格

3,000,000円

4 形状・用途制限・供給処理施設状況等

別紙「物件調書」のとおり

※滋賀県建築基準条例により、物件の建築が制限されますので、あらかじめ滋賀県土木交通部建築課建築指導室もしくは、甲賀土木事務所管理調整課建築指導係にご確認ください。また、物件の建築が可能な場合であっても都市計画法、建築基準法、市の条例等により指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関にご確認ください。

5 申込要領

(1) 申込資格

- ・契約時（財産売払決定通知書の発行から10日以内）に契約保証金として売買価格の100分の30を、契約日より30日以内に残額支払いが可能な方
- ・次の①②③④に該当する方は申し込みできません。
 - ① 市税を滞納している方
 - ② 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する方
 - ③ 地方自治法第238条の3第1項に定められた公有財産に関する事務に従事する方
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- ・申請書を提出された方が、その物件の買受人となります。
- ・申請書を提出された方でも、資格審査によりお断りする場合があります。
- ・申込資格条件を満たす2名以上の連名（共有）名義での申請も可能です。

(2) 質疑書の受付及び回答

質疑については、別紙質疑書に記入の上、管財課までファクシミリで提出してください。

- ・受付期限：令和7年6月20日（金）まで（閉庁日を除く）
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分 随時受付
- ・宛 先：甲賀市役所総務部管財課 FAX 0748-63-4561
質疑書送信後、管財課（TEL 0748-69-2125）へ着信したことを確認してください。
- ・回答方法：回答は甲賀市ホームページ内に令和7年6月24日（火）にアップします。

(3) 申込受付期間及び場所

- ・申込受付期間、日時（期間厳守）

令和7年6月25日（水）～令和7年7月16日（水）

午前8時30分～午後5時15分

※申請書（申込資格を満たし、その他提出書類に不備がないもの）のうち、最も早く甲賀市管財課に申請書を提出した申請者を買受人として決定するため、期間中であっても申込の受付を停止する場合があります

※土曜日、日曜日は受付を行いません。

- ・場所

甲賀市役所 総務部 管財課（庁舎3階）

申込書類を上記場所に直接持参してください。簡単な聞き取りと説明をさせていただきます（郵送・FAXによる申込受付は行いません）。

(4) 申込時に必要なもの

- ・財産売払申請書

申込書類の印鑑は印鑑登録済みのもの（実印）を使用してください。

- ・土地利用計画図

売却地を買い受けた後の利用用途がわかるもの。

- ・印鑑証明書、住民票または商業登記簿等

申込日前3ヶ月以内に発行されたもの。

個人の方は住民票、法人の方は事業等を営んでいることを確認できる書類（商業登記簿・事業経歴書・定款等）を提出してください。

- ・市税の納税証明書

申込日前3ヶ月以内に発行されたもの。

個人の方はその住所地の市町村が発行する市町村民税の納税証明書を、また、法人の方は、その住所地の市町村が発行する法人市民税の納税証明書を提出してください。

- ・上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めことがあります。

- ・提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

6 買受人決定

- ・申請受付期間開始後に最も早く甲賀市管財課に申請書が到着し、かつ申込資格を満たすことを確認できた申請者を買受人とします。
- ・提出書類に不備があった場合は受付不可とします。
- ・申請書の到着が同時の場合はくじ引きで買受人を決定します。

7 契約の締結・売買代金の支払い・所有権の移転登記

- ・市と買受人との売買契約は、当該物件の財産売払決定通知書の発行から10日以内に、甲賀市総務部管財課において、甲賀市有財産売買契約書により締結しなければなりません。

注：売買契約は、必ず「買受人」名義で締結してください。

共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

- ・買受人が期限までに契約を締結しない場合は、財産売扱決定はその効力を失います。
- ・買受人は、財産売扱決定後、指定の期日までに契約保証金（売買代金の100分の30に相当する額）を納付することが必要です。
- ・契約締結後、契約日から30日以内に、市が発行する納入通知書で残額を全額納付しなければなりません。
- ・契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。
- ・所有権移転登記の手続きは、買受人に行っていただきます。売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転することができます。
- ・買受人は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ・契約締結後、契約金額を甲賀市役所3階の情報コーナーで公表します。（氏名・住所等は個人情報保護のため、公表しません。）

8 その他お知らせ事項

- ・契約に要する収入印紙（市保管用のもの1部に貼付する分）、所有権移転登記に要する登録免許税、登記手数料、取得後の不動産取得税、土地取引後の公租公課（固定資産税等）、電気、上・下水道、ガスの引込経費、水道加入負担金、下水道受益者負担金及び施設除去費等の一切の費用は、買受人に負担していただきます。所有権移転登記も買受人が行っていただきます。
- ・売却地の引渡しは現状のままで行いますので、周辺の状況、車道からの乗り入れ、地盤の高さ、日照、電柱、施設等についても、必ず事前に現地を確認し、関係機関に問い合わせる等の調査を行ってください。また、物件の地下埋設物及び地盤調査は行っていません。
- ・本契約締結後、売買物件の数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- ・この市有地売却要領は「甲賀市市有財産の処分に関する要綱」に基づいて作成していますので要綱も併せてご覧ください。

9 お問い合わせ先

この市有地売扱いについてのお問合せは下記までお願いします。

甲賀市役所 総務部 管財課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

TEL：0748-69-2125（直通）

FAX：0748-63-4561